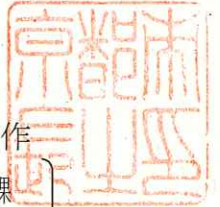


環 環 管 第 6 0 号
令 和 3 年 9 月 8 日

株式会社ヨードクリーン
代表取締役 小石 玖三主 様

京都市長 門川 大作
〔 担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL: 075-222-3951 〕



「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）
の設置に係る配慮書案」に対する意見について

令和3年5月27日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 木くずの処理過程や1日の搬入量の変動範囲、木くずの形状などの予測及び評価の前提となる事業内容について、配慮書に詳細を記載すること。
- 2 破碎機の大きさや原動機出力などの予測及び評価の前提となる諸元について、配慮書に詳細を記載すること。
- 3 環境影響評価を行う条件を明確にしたうえで、予測手法について十分精査して予測及び評価を行うこと。
- 4 今回設置する破碎機及び飛散防止塀について、他の選択肢と比較検討した経過及び選定理由を配慮書に記載すること。
- 5 粉じんの飛散状況は季節や時間帯によって変化すると考えられることから、供用後には、粉じんの飛散状況の把握に努め、適切に対処すること。
- 6 温室効果ガスについては、運転時間の変化だけでなく燃料消費率も踏まえた予測及び評価をすること。
- 7 既存の破碎機の処分については、適切に資源化等を行うよう検討し、その旨を配慮書に記載すること。
- 8 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。